

要　　請　　書

14日獣発第18号
平成14年4月19日

環境省自然環境局長
小林光殿

社団法人 日本獣医師会
会長 五十嵐幸男

動物愛護及び管理対策の充実・強化について

動物愛護の気風の招来、生命尊重等に資するとともに、動物による人の生命・財産等に対する侵害の防止を目的として、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が施行されて1年あまりが経過しました。

環境省におかれでは、動物愛護管理法の規定に基づき、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を策定中と聞いておりますが、同基準は犬、猫を始めとする家庭動物等について、これらの所有者が飼養保管に責任を負う者として、動物の本能、生理等を理解し、愛情をもって取り扱うこと、また、終生飼養するよう努めることを「一般原則」とするもので、その目的は評価できるものであります。

しかしながら、依然として犬、猫の引き取り殺処分頭数は、平成12年度において犬が15万頭、猫が27万2千頭にも上っております。

一方、近年のペットブーム等を背景として種々の危険動物や移入種（外来種）の動物が輸入・販売、飼養され、これらの動物の遺棄や逃亡による住民の不安や農作物に対する被害、さらには在来種を始め、生物多様性への影響等看過できない問題が生じているのも事実です。

つきましては、動物愛護管理法に基づく動物愛護・管理施策推進のための協議会の組織化並びに犬、ねこ及びいわゆる危険動物や移入種（外来種）動物の個体識別や登録のあり方について、下記の事項について特段のご高配を賜りたく、要請します。

記

1. 動物愛護担当職員の設置及び協議会の組織化等の推進について

動物愛護管理法に基づく動物愛護・管理対策の整備・充実を図るため、都道府県等における動物愛護担当職員の設置並びに動物愛護推進員の委嘱及び協議会の組織化による

支援体制の整備について、都道府県等に対する指導の徹底を図るとともに、必要な支援措置を講じていただきたい。

2. 動物の個体識別の推進等について

(1) 特定動物に対する個体識別登録システムの導入について

引き取り殺処分頭数が高水準である犬、猫及びいわゆる危険動物や移入種（外来種）の動物については、その所有者の責任を遵守させ、みだりに遺棄等する行為がなされることのないよう措置するため、所有者に対するマイクロチップによる個体識別の義務化を含め、動物登録システムの導入について検討していただきたい。

(2) 個体識別についての当面の対応について

今回策定される「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」においては、個体識別の手法としてのマイクロチップの有用性を認識し、「共通基準」において所有者責任を明らかにする等の目的で個体識別の措置を講じるよう努めることとされ、識別 の方法としてマイクロチップの装着を例示しているところである。

については、同基準の実効性を確保するため、都道府県等に対し、動物管理センター等における収容動物に対するマイクロチップの読みとり業務への積極的な取り組みを指導するとともに、リーダーの設置等関連機器の整備を支援していただきたい。

要　請　書

15日獣発第112号
平成15年7月16日

環境省自然環境局長
小野寺 浩 様

社団法人 日本獣医師会
会長 五十嵐幸男

動物の愛護管理及び移入種対策の充実整備について

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が施行されてから2年半余りが経過しました。

昨年5月には、動物の終生飼養と適正な飼養管理等を内容とする家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（以下「飼養保管基準」という。）が制定されましたが、①依然として犬・猫の引き取り処分頭数は、犬が12.4万頭、猫が27.3万頭にのぼることに代表されるとおり、動物愛護精神に基づく適正飼養が広く浸透しているとは言い難い状況にあります。また一方では、②近年のペットブームを背景として種々の移入種の動物が輸入、販売そして飼養され、これら動物の遺棄や逃亡による生物多様性への深刻な影響等看過できない重大な問題が生じてきています。

このため貴省におかれましては、移入種問題について新法制定を視野に入れた新たな対策を検討中と伺っておりますが、つきましては、①「動物愛護管理法」に基づく動物の愛護管理対策の一層の充実強化を図るとともに、②移入種対策に係る新制度については、「動物愛護管理法」との整合性を確保した上で実効ある規制措置として運営されるよう、下記の事項について、特段のご高配を賜りたく要請します。

記

1. 動物の愛護管理対策の充実強化について

(1) 獣医師専門職の配置及び動物愛護推進協議会組織化の推進

「動物愛護管理法」に基づく愛護管理対策のほか、野生動物保護管理対策の充実強化を図るため、①都道府県等に獣医師専門職の配置を促進する一方、②動物愛護推進員の委嘱及び動物愛護推進協議会の組織化については、動物愛護推進員支援のためのガイドラインの普及とともに、都道府県に対する組織化支援の助成措置を拡充されたいこと。

(2) 動物の個体識別事業の支援

ア. 「飼養保管基準」においては、動物の所有者責任を明らかにする等の目的でマイクロチップ等による個体識別の措置を講じるよう努めるとされたが、本会及び本会の会員である都道府県獣医師会は、動物愛護関係団体との連携の下で、所有者責任に基づく動物の適正飼養及び災害時における動物救護対策に資するため、マイクロチップ個体識別事業を展開しているところである。

イ. については、本事業は、「飼養保管基準」において規定する動物の所有者責任遵守のための施策を担保するものであることを踏まえ、事業の推進に当たっては、関係都道府県に対し動物管理センター等に収容される動物に対するマイクロチップの読みとり業務の積極的な取り組み及び読みとりリーダーの設置等関連機器等の整備を指導願いたいこと。

2. 動物の移入種対策と動物愛護管理対策の整合性の確保について

ア. 貴省が検討中の移入種対策においては、生物多様性の影響評価の結果等を踏まえ、導入の承認等の手続きを行うとされているが、評価の結果導入が承認される移入種の動物(国内定着種を含む。)の多くは、いわゆるペット動物として飼養される動物種が占めると考えられ、これら動物の遺棄及び逸走の防止が移入種対策の大きな要となる。

イ. 現に、「動物愛護管理法」においては動物の所有者責任が明示され、これに基づき制定された「飼養保管基準」においては、動物の逸走等により生物多様性保全上の問題を引き起こすことのないよう飼養する動物にマイクロチップ等を装着し動物が自己の所有であることを明らかにするよう努めるとされる等、愛護管理対策の枠組みの中で移入種対策を視野に入れた施策を推進する旨を規定している。

ウ. については、移入種対策に関する新制度においては、①規制の対象とする移入種の動物の遺棄及び逸走の防止に関する事項及び②動物取扱業の遵守すべき事項については、既に「動物愛護管理法」において規定している飼養動物の所有者責任の義務規定の遵守を基本原則に据え、「動物愛護管理法」を整備強化することで移入種対策の実効性の確保を図られたいこと。

推進協 第2005号
平成15年7月30日

環境省自然環境局
局長 小野寺 浩 様

全国動物愛護推進協議会

会長 中川志郎 (財) 日本動物愛護協会
副会長 兵藤哲夫 (社) 日本動物福祉協会
副会長 藏内勇夫 (社) 日本動物保護管理協会
監事 田中 傳 (社) 日本愛玩動物協会

「移入種対策法」についての要請書

近年のペットブームの影響からか、我が国には多数の野生動物が輸入されています。

しかし、飼養者の不適切な管理により遺棄や逸走の結果、本来の国内生態系の破壊をまねいたり、また世間を震撼させたサーズなど不測の“動物由来感染症”の原因ともなりかねず、当該は大きな社会問題として浮上してまいりました。

おりしも、貴省におかれましては、これら移入種対策として新法制定に取り組み中のこと。誠に時宜を得た政策と深甚なる敬意を表しております。

特に、予防的措置としての輸入規制については、本協議会も大賛成であり効果が高いものと確信いたしておりますが、同時にこの新法をさらに実効あらしめるためには、対処的措置として、現時点で国内に存在し流通している移入種についての方策も肝要であると考え、それには「動物愛護管理法」の第5条に基づく飼い主責任の一環として、個々の移入種を識別管理してチェックできることが条件となってまいります。

既に、ご検討中のことと忖度しておりますが、海外でも多くの先進国が個体識別の切り札としてマイクロチップを使用している最中であり、在来の移入種対策としては格好で不可欠なツールであると考え、その使用を強く推薦し要請を申し上げる次第です。

ご高承のとおり、本協議会は政府の認可を得た全国ネットを持つ上記、4つの動物愛護団体で構成されており、環境省をはじめ地方公共団体の施策と活動に対して全国規模で支援することを目的に平成13年5月に発足いたしました。

この間、もっとも大きな事業として取り組んできましたのは、飼い主責任の明確化の手立てとなる「個体識別」に関することです。これは、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」にも明記されているマイクロチップの普及推進であり、「個体識別」なくしては「動物愛護管理法」の有効な運用はありえないと深く認識したことです。

そのために、昨年度は社会一般のコンセンサスを得ることを目的に、普及啓発用のポスターを作成し、都道府県・政令市・中核市にも頒布して好評をいただきました。

今年度はさらに、官民一体となった有識者によって構成する「マイクロチップ研究会」を立ち上げ、具体的な展開をめざして国民に向けたアピールをする所存です。

つきましては、当該要請に特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。